

政治家の寄附は**禁止**。有権者が求めることも**禁止**。

政治家が選挙区内の人に、お金や物を贈ることは、法律で禁止されています。
違反すると、処罰されます。
また、有権者が寄附を求めることも禁止されています。

寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

 お歳暮やお年賀	 入学祝・卒業祝	 病気見舞い	 秘書等が代理で出席する場合の結婚祝
 秘書等が代理で出席する場合の葬式の香典	 葬式の花輪・供花	 落成式・開店祝の花輪	 町内会の集会や旅行などの催物への寸志や飲食物の差入
 お祭りへの寄附や差入	 地域の運動会やスポーツ大会への飲食物の差入	贈らない！ 求めない！ 受け取らない！	

1 政治家の寄附の禁止

政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典

(①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の限度をこえている場合は処罰されます。)

なお、政治家以外の者が政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

※政党その他の政治団体や親族に対するものおよび政治教育集金に関する必要やむを得ない実費の補償は除かれます。(政治教育集金に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。)

2 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が威迫して、あるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

3 政治家の関係団体の寄附の禁止

政治家が役職員や構成員である団体が、政治家の氏名を表示して選挙に関して寄附をすると処罰されます。

政治家が役職員、構成員である団体、会社、選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます。(政党に対するものは除かれます)

4 後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内に

ある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

5 年賀状等のあいさつ状の禁止

政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられます。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報なども含まれる)を出すことは禁止されます。

6 あいさつを目的とする有料広告の禁止

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出す処罰されます。

政治家や後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告(いわゆる名刺広告など)を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

公民権の停止 1・2・3・4・6によって処罰されると、公民権停止の対象となります。

みんなで徹底しよう「三ない運動」



問い合わせ先 選挙管理委員会事務局(総務課・合志庁舎) ☎248-1112

国民年金基金 に加入しませんか?

- 公的な年金ですから、安心して加入できます。
- 国民年金の第1号被保険者で、保険料を納めている人が加入できます。
- 5つの型(A・B・I・II・III型)を組み合わせる自由で設計でき、掛金月額68,000円以内であれば、何口でも加入できます。
- 納めた掛金は、確実に自分の年金になります。
- 掛金は、全額社会保険料控除の対象となります。また、受け取る年金も公的年金等控除が適用され、所得税、住民税等の節税効果があります。



- 国民年金基金は、国民年金(老齢基礎年金)に上積みする公的な年金制度ですから安心して加入できます。熊本県内でもご自身の老後に備えて1万2千人以上の方が加入されており、年々、加入者は増加しています。
- 20歳以上60歳未満で国民年金保険料を納めている方(第1号被保険者)なら、どなたでも加入できます。ただし、国民年金保険料の免除を受けている人(他段階免除、若年者納付猶予、学生納付特例を含む)、農業者年金に加入している人は加入できません。
なお、農業に従事している人でも、農業者年金に加入していない人は、国民年金基金へ加入できます。
- 加入は希望する時からいつでも加入できます。掛金額は、性別、加入する時の年齢、加入する型により決まります。1カ月の掛金は68,000円が限度で、何口でも加入できます。
※加入年齢が低いほど、少ない掛金で大きな年金が約束されます。
- 掛金の支払いは60歳まで、年金受け取りは65歳から。(III型は60歳から)

- 1口目は、A型とB型の2種類からいずれかを選びます。年金は、老齢給付と遺族一時金。2口目以降は、A型・B型・I型・II型・III型の5つの型から組合せて、自分自身の将来設計に合わせて組み立てられます。
A型……………終身年金で80歳までの保証付。(80歳になる前に亡くなられたときは、80歳までに受ける年金相当額程度が遺族に一時金として支払われます。)
- B型**……………終身年金ですが保証期間はありません。その分掛金は安くなります。
- I・II・III型**…確定年金で支給期間が定められています。詳しくはお問い合わせください。

※年金の給付は、老齢給付と遺族一時金(B型を除く)

- 掛金は、全額社会保険料控除の対象となります。また、受け取る年金は公的年金等控除が適用されますので、所得税、住民税など税制上の優遇措置が受けられます。

加入申込・資料請求
問い合わせ先

熊本県国民年金基金

熊本市水前寺公園14-22 パークビル8F
☎387-2220 フリーダイヤル:0120-65-4192
ホームページ <http://www.kumamotokikin.or.jp>